

平成 24 年 9 月 定例会（第 308 回）
10 月 9 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

障害者福祉制度の抜本的見直しを求める意見書（案）

平成24年 9月 定例会（第308回）

平成二十四年

第三百八回定例奈良県議会会議録 第六号

九月

平成二十四年十月九日（火曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十二名）

一番	小林茂樹	二番	井岡正徳
三番	大国正博	四番	阪口 保
五番	猪奥美里	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	太田 敦
九番	小林照代	一〇番	欠員
一一番	田中惟允	一二番	岡 史朗
一三番	畠 真夕美	一四番	浅川清仁
一五番	森山賀文	一六番	森川喜之
一七番	宮本次郎	一八番	山村幸穂
一九番	乾 浩之	二〇番	上田 悟
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	山本進章
二七番	岩田国夫	二八番	高柳忠夫
二九番	今井光子	三〇番	和田恵治
三一番	松尾勇臣	三二番	國中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三七番	粒谷友示
三八番	秋本登志嗣	三九番	小泉米造
四〇番	中村 昭	四一番	藤本昭広
四二番	山下 力	四三番	梶川虔二
四四番	川口正志		

欠席議員（一名）

三六番 新谷紘一

議事日程

一、平成二十四年度議案、議第五十号から議第六十九号及び報第二十号から報第二十八号並びに請願第三号及び請願第六号

一、公安委員会の委員の任命同志

一、意見書決議

一、議員派遣の件

○議長（上田悟） これより本日の会議を開きます。

○議長（上田悟） この際、お諮りします。

公安委員会の委員の任命同意、意見書決議及び議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（上田悟） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（上田悟） 次に、十月一日付けをもって就任されました辻本浩司水道局長のごあいさつがあります。

◎水道局長（辻本浩司） 十月一日付で、水道局長を拝命いたしました辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田悟） 次に、議第五十号から議第六十九号及び報第二十号から報第二十八号並びに去る六月定例会より継続審査に付されておりました請願第三号及び請願第六号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十七日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成二十四年度奈良県一般会計補正予算（第一号）」及び条例案並びにその他の議案について、議会の役割である審査・監視機能等の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、三日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。

その経過と結果の概要を申し述べる前に、一言申し上げます。

昨年九月の紀伊半島大水害の発生から一年が経過しました。改めて、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、今なお行方不明となっておられる方々のご家族をはじめ被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

紀伊半島大水害からの復旧・復興の状況については、主要な道路の通行止め箇所もほぼ解消されるなど、インフラの応急復旧は順調に進められています。一方、依然として多くの方々が応急仮設住宅などで避難生活を送られていることから、避難者の早期帰宅を最優先の課題として取り組まれ、平成二十五年度末までには避難者の八割以上の方々が帰宅できる見込みとなっております。

さらに、新しい集落づくりや、災害に強いインフラづくりなどにも引き続き取り組まれているところです。

県においては、「災害に強く、希望の持てる」地域を目指し、過疎化、高齢化が進む被災地域が、将来にわたり希望を持って住み続けることができるよう、今後とも全力で復旧・復興に取り組まれることをお願いする次第であります。

それでは、当委員会に付託されました議案の調査並びに審査の経過と結果の概要につきまして以下申し述べることにいたします。議第五十号の平成二十四年度一般会計補正予算案につきましては、「紀伊半島大水害からの復旧・復興」と「県経済の活性化」、「県民のくらしの向上」の実現に向け、当初予算に加え、県政各分野における施策を推進するために要する経費を計上されました。

その内容は、まず、紀伊半島大水害からの復旧・復興について、災害の再発を防止するため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業を追加計上されました。

次に、観光振興策として、旧耳成高校運動場跡地に設置される「まほろばキッチン」内の観光案内所の機能充実に向けた整備を行うこととされました。また、奈良公園の魅力向上を図るため、歩道整備に取り組むとともに、近鉄奈良駅構内に電子案内板を設置することとされました。さらに、世界観光機関アジア太平洋センターを誘致することとされました。

また、依然として厳しい雇用情勢に対応するため、緊急雇用創出事業臨時特例基金等を活用して、「奈良しごとiセンター」の無料職業紹介機能の充実を図るほか、ひとり親家庭や障害者等の就労困難者に対する在宅就労支援等に取り組むこととされました。

農林業の振興については、柿集出荷施設の整備に対し支援を行うこととされました。

医療の充実については、県立病院における柔軟で効率的な運営体制の構築を図るため、奈良病院及び三室病院について地方独立行政法人化を目指し検討することとされました。

福祉の充実については、障害者の工賃向上に向けた新規の取り組みを実施するほか、障害者施設の整備に対する支援などを行うこととされました。

また、安全・安心の確保の観点から、保育所や学校の給食について、放射性物質検査を実施する市町村に助成を行うほか、警察署における取り調べの録音・録画装置の整備などを行うこととされました。

さらに、国の補助金の交付見込みを踏まえ、渋滞緩和や交通安全確保のための道路・街路の整備、過疎地域における携帯電話用基地局の整備などの社会基盤の整備を追加計上されました。

その他、法蓮町公舎の撤去、紀伊半島大水害により被災した建設機械器具の補償、高田警察署における押収車両破損にかかる損害賠償金について計上されました。

なお、今回の補正予算の財源としまして、国庫支出金、県債、基金繰入金のほか、所要の一般財源には、地方交付税を充当することとされました。

次に、残余の議案、すなわち、議第五十一号から議第六十号及び議第六十三号から議第六十八号については、条例の制定及び改正、農道整備事業、道路整備事業、流域下水道事業、奈良警察署整備工事にかかる請負契約の締結または変更、「奈良県住生活ビジョン」の策定等必要な措置を講じられたところであります。

以上審査の結果、議第五十号から議第六十号、議第六十三号から議第六十八号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第二十号から報第二十七号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望、意見の開陳がありましたが、理事者の答弁により概ね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとし、なお、次に列挙する事項については、この実現を強く要望するものであります。

一 地域振興を図るためには、地域の祭や地場産業などの伝統文化を県民に周知するとともに守り継承するなど、ふるさとを思う心を醸成することが大切であり、県職員は率先してこれに取り組まれないこと。

一 紀伊半島大水害による避難者の個々の実情を踏まえ、早期に帰宅できるよう取り組まれるとともに、被災した事業者の生活の安定を図るため、事業再建に向けた支援に引き続き取り組まれないこと。

一 出生率向上の取り組みとして、子どもの医療費に対する補助制度の創設を国に要望するとともに、出産に係る負担を軽減するための幅広い施策を検討されたいこと。

一 いじめ・虐待をはじめとして、様々な人権課題がある中、行政、教育、警察活動において、基本的人権を守るための取り組みを引き続き進められたいこと。また、警察官は差別事件への対応において、弱者が犯罪者となることがないように、人権を擁護する立場で取り組まれないこと。

一 県内企業の定着促進のための補助制度について、中小零細企業が活用しやすいものとなるよう検討されたいこと。

一 野生鳥獣被害対策について、被害防止柵等の設置に対する支援や狩猟者の人材育成など、引き続き総合的に取り組まれないこと。

一 中央卸売市場の改革については、事業者と連携を図りながら、市場の活性化や関連商品売場棟における賑わいの創出について、一層の努力をされたいこと。

一 登大路観光駐車場のバスターミナル化にあたっては、奈良公園基本戦略の柱のひとつである奈良公園の価値を守るという趣旨を踏まえ、周辺の景観に配慮するよう検討すること。

一 大宮通りが奈良観光の代名詞となるようグレードアップを図るとともに、大宮通りを活用した移動手段の充実について検討されたいこと。

一 奈良県住生活ビジョンの策定にあわせ、今後、住環境を良くするための移動手段の確保についても検討されたいこと。

一 財団法人なら建築住宅センターについては、一般財団法人に移行後も、県による適正な指導監督に努められたいこと。

一 学校現場の実情を踏まえた教育活動にかかる予算の確保に努められたいこと。

一 小学校の英語教育に市町村から派遣されるALTについては、市町村により派遣時間に差があることから、不足している市町村については、今後ともその支援に努められたいこと。

一 振り込み詐欺による被害が拡大している中、被害防止の取り組みに努められているが、さらに金融機関等と連携し、詐欺による振り込みを未然に防止するための取り組みの強化に努められたいこと。

以上、要望するものであり、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、決算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長長の報告を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） （登壇）決算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十七日、本会議において設置され、審査の付託を受けました議案、すなわち議第六十一号「平成二十三年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について」、議第六十二号「平成二十三年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について」、議第六十九号「平成二十三年度奈良県歳入歳出決算の認定について」及び報第二十八号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の審査の経過と結果をご報告いたします。

いずれの議案も、その内容について調査をし、慎重に審査する必要がありますので、議第六十一号、議第六十二号、議第六十九号及び報第二十八号については、全会一致で継続審査とすることに決しました。

よって、地方自治法第百十条第四項ただし書きの規定に基づき、議会閉会中においても継続して審査できるよう議決されんことを望みまして、決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、去る六月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。――三十五番出口武男議員。

◆三十五番（出口武男） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

先の定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、九月十三日に委員会を開催し、付託されました請願二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第三号「行政委員の報酬額の見直しに関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして、継続審査とすることに決しました。

なお、請願第六号「国民的理解が得られない中での福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼働を許可しないことを求める意見書を採択することを求める請願書」につきましては、請願者から取り下げ願が提出されましたので、これに同意を与えることといたしました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――十二番岡史朗議員。

◆十二番（岡史朗） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、建設委員長長の報告を求めます。――三十三番辻本黎士議員。

◆三十三番（辻本黎士） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、文教くらし委員長長の報告を求めます。――七番藤野良次議員。

◆七番（藤野良次） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。

請願第六号については、請願者から取り下げ願の提出があり、総務警察委員会の同意を得ておりますので、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、請願第六号の取り下げは、承認することに決しました。

お諮りします。

議第五十号から議第六十号、議第六十三号から議第六十八号及び報第二十号から報第二十七号については、予算審査特別委員長報告どおりに、議第六十一号、議第六十二号、議第六十九号及び報第二十八号については、決算審査特別委員長報告どおりに、請願第三号及び議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

次に、議第七十号を議題とします。

議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

議第七十号「公安委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（上田悟） 次に、二十三番安井宏一議員より、意見書第十三号、脱法ハーブに対する規制強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、安井宏一議員に趣旨弁明を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一）（登壇）意見書第十三号、脱法ハーブに対する規制強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十三号

脱法ハーブに対する規制強化を求める意見書（案）

国においては平成十九年に改正薬事法で指定薬物制度を導入し、脱法ハーブの取り締まりを強化し、平成二十四年三月に「違法ドラッグに対する指導取り締まりの強化について」の通知により指導取り締まりが実施されている。

しかし、脱法ハーブをめぐっては、化学構造の一部を変更した新たな脱法ハーブが海外から流入し、インターネットや店舗等で公然と販売されているのが現状であり、青少年を中心とした乱用が社会的に大きな問題となっている。化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという”いたちごっこ“を繰り返し、法規制が追い付かないのが実態である。

全国各地で脱法ハーブを使用して救急搬送されるケースが後を絶たず、死亡事例も見られる。本県においても脱法ハーブを販売する店舗の存在が確認されており、今後脱法ハーブ等の使用者の健康被害や、場合によっては第三者も巻き込んだ事故等の発生が強く懸念される場所である。

よって、脱法ハーブの乱用防止の目的から厳格な罰則規定なども含めた法規制などの整備について以下のとおり強く要望する。

記

- 一 脱法ハーブに対するより効果的で実効性のある規制方法について検討されること。
- 二 薬事法による指定薬物については化学構造が類似した物質を包括的に規制する「包括指定」を導入すること。
- 三 国民とりわけ青少年に対して広く脱法ハーブの危険性を周知する広報活動を強化されること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年十月九日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 十三番畠真夕美議員。

◆十三番（畠真夕美） ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第十三号、脱法ハープに対する規制強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） 四十一番藤本昭広議員。

◆四十一番（藤本昭広） ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第十三号（案）に賛成します。

○議長（上田悟） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十三号については、二十三番安井宏一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（上田悟） 次に、六番尾崎充典議員より、意見書第十四号、障害者福祉制度の抜本の見直しを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、尾崎充典議員に趣旨弁明を求めます。――六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） （登壇）意見書第十四号、障害者福祉制度の抜本の見直しを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十四号

障害者福祉制度の抜本の見直しを求める意見書（案）

平成二十四年六月二十日、これまでの障害者自立支援法に代わる新たな障害福祉法制として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）が成立した。

障害者総合支援法では、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を基本理念として明記するとともに、障害福祉サービスの対象に難病患者を加えることや重度訪問介護サービスの対象を拡大するなど、一定の前進は見られたところである。

しかしながら、障害者支援施策を段階的に講じるため、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支

障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等については、法の施行後三年を目途として検討するものとされている。

よって、国におかれては、障害福祉サービスを必要とする国民に適切に提供するため、障害者の人生を通じる一貫した総合的な支援措置や、障害者が地域での生活を選択できる「住まい」に対する施設整備費補助等の充実、就労支援並びに所得保障の実現など、真に障害者の自立生活の促進に資する施策が迅速に講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年十月九日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ただいま尾崎充典議員から提案されました意見書第十四号、障害者福祉制度の抜本的見直しを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） 三十番和田恵治議員。

◆三十番（和田恵治） ただいま尾崎充典議員から提案されました意見書第十四号、障害者福祉制度の抜本的見直しを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十四号については、六番尾崎充典議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（上田悟） 次に、三十一番松尾勇臣議員より、意見書第十五号、「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、松尾勇臣議員に趣旨弁明を求めます。――三十一番松尾勇臣議員。

◆三十一番（松尾勇臣） （登壇）意見書第十五号、「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十五号

「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書（案）

二〇〇九年十二月に政府が策定した「森林・林業再生プラン」は、「十年後の木材自給率五〇%以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、

木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしており、現在、国・地方をあげて、森林・林業の再生と地域活性化に向けた取り組みを進めている。

一方、今年七月の九州北部豪雨被害、八月の近畿豪雨被害をはじめ、近年梅雨や台風時の豪雨による山腹崩壊や流水発生による災害が相次いでおり、原因としては、第一義的には局地的な集中豪雨が挙げられるが、杉、桧の人工林の間伐が適切に施工されず放置され、表層土壌の流出を防ぐ森林機能が低下したためと考えられる。したがって、豪雨被害対策としても、「森林・林業再生プラン」に基づく森林の多面的機能の持続的発揮と有効活用が重要であるといえる。

そこで、「森林・林業再生プラン」に基づく具体的な施策を強力に推進するため、以下の事項の実施を強く要望する。

記

- 一 市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成・実行を促進すること。
- 二 条件不利地域などの森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等の公的森林整備を進めるとともに、国、地方公共団体による林地取得等を行うこと。
- 三 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用した木質バイオマス利用の拡大を図ること。
- 四 間伐材を含む地域材の需要拡大対策、住宅や公共建築物等への木材利用の推進対策を講じること。
- 五 「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保など森林・林業の担い手対策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年十月九日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田悟） 一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） ただいま松尾勇臣議員から提案されました意見書第十五号、「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） 四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） ただいま松尾勇臣議員から提案されました意見書第十五号、「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十五号については、三十一番松尾勇臣議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（上田悟） 次に、十七番宮本次郎議員より、意見書第十六号、「安心こども基金」の継続を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、宮本次郎議員に趣旨弁明を求めます。――十七番宮本次郎議員。

◆十七番（宮本次郎） （登壇）意見書第十六号、「安心こども基金」の継続を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十六号

「安心こども基金」の継続を求める意見書（案）

働きながら子育てができる環境づくりや子育て支援の観点から、保育所を整備し待機児童を解消することは重要である。

これまで児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法により、認可保育所の新設、修理、拡張などに、国が費用の二分の一を補助しており、これにより認可保育所の新設・増改築が進められてきた。

しかし、社会保障・税一体改革において、子ども・子育て支援の充実を図るため具体化されようとしている新たな子ども・子育て支援制度では、保育所整備費は施設型給付費の中に含めて支給するとされており、その予算規模や施設の増改築に使えるのか等は明らかではない。

現在、保育需要への対応等により子どもを安心して育てることができる体制整備を行うための「安心こども基金」を活用するなどにより、不十分ながらも待機児童の解消が進められているため、当面は「安心こども基金」による支援を継続すべきである。

よって、政府におかれては、「安心こども基金」を平成二十四年度で打ち切らず、継続することを求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年十月九日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田悟） 五番猪奥美里議員。

◆五番（猪奥美里） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第十六号、「安心こども基金」の継続を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（上田悟） 十九番乾浩之議員。

◆十九番（乾浩之） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第十六号、「安心こども基金」の継続を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十六号については、十七番宮本次郎議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（上田悟） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

議員派遣の件

平成二十四年十月九日

次のとおり議員を派遣します。

一 ハンセン病療養所（奈良県人会）訪問

(一) 目的

ハンセン病療養所（奈良県人会）を訪問し、療養されている方と面談する中で、心労をねぎらい本県の近況紹介、意見交換などを通じて、今後の幸せな生活の享受に資する。

(二) 場所

岡山県瀬戸内市邑久町虫明六五三九

国立療養所「長島愛生園」

岡山県瀬戸内市邑久町虫明六二五三

国立療養所「邑久光明園」

(三) 期間

平成二十四年十一月八日（木）

(四) 参加者

尾崎充典

二 第三十六回全国育樹祭

(一) 目的

幅広い国民運動としての国土緑化運動の一環として、活力ある緑の造成機運を高め、次代への連帯性を深める。

(二) 場所

静岡県袋井市 エコパアリーナ

(三) 期間

平成二十四年十一月十日（土）～十一日（日）

(四) 参加者

岡 史朗

三 欧州行政調査派遣

(一) 目的

福島第一原子力発電所の事故以来、喫緊の課題となっている脱原発とそれに伴う代替エネルギーの問題について、環境先進国であるドイツをはじめとする欧州各国の先進事例を調査し、県政の推進と県民の福祉の向上に資する。

(二) 場所

ドイツ、スウェーデン、デンマーク

(三) 期間

平成二十四年十一月十一日（日）～十八日（日）までの八日間

(四) 参加者

乾 浩之	山本進章	岩田国夫
和田恵治	松尾勇臣	

四 第十二回都道府県議会議員研究交流大会への参加

(一) 目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(二) 場所

東京都千代田区平河町二 - 四 - 一
都市センターホテル三階コスモスホールほか

(三) 期間

平成二十四年十一月十三日（火）

(四) 参加者

井岡正徳	猪奥美里	田中惟允	畠 真夕美
浅川清仁	安井宏一	奥山博康	粒谷友示
小泉米造	藤本昭広		

五 平成二十四年度奈良県出身南方諸地域戦没者慰霊祭への参加

(一) 目的

沖縄をはじめとする南方諸地域における奈良県出身戦没者柱に哀悼の意を表し、その冥福を祈願する。

(二) 場所

沖縄県糸満市米須 「大和の塔」

(三) 期間

平成二十四年十一月十五日（木）～十六日（金）

(四) 参加者

尾崎充典

六 第九回近畿六府県議員交流フォーラムへの参加

(一) 目的

近畿圏における府県議会の共通課題について、近畿六府県の議員が意見交換を行い、もって府県議会議員の連携・交流を推進することを目的とする。

(二) 場所

神戸市中央区下山手通五丁目十番一号

兵庫県議会議場ほか

(三) 期間

平成二十四年十一月二十日（火）

(四) 参加者

尾崎充典

藤野良次

田中惟允

岡 史朗

浅川清仁

森山賀文

神田加津代

高柳忠夫

今井光子

松尾勇臣

○議長（上田悟） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった議案四件及び請願一件を除きすべて議了しました。

よって本日の会議を閉じます。

○議長（上田悟） これをもって、平成二十四年九月第三百八回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（上田悟） （登壇）九月定例県議会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る九月十九日に開会されました今定例会も、付議されました一般会計補正予算等の議案及び県政の重要課題について、熱心に調査、審議をいただき、継続審査となりました平成二十三年度歳入歳出決算の認定など、議案四件及び請願一件を除き、他の議案はすべて議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第です。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につ

きましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、ようやく秋の気配も感じられる頃となりました。

皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、県勢発展のため、一層ご活躍されますよう祈念申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会に提案した各議案につきましては、継続審議となりました平成二十三年度歳入歳出決算の認定を除き、終始熱心にご審議の上、いずれも原案どおり議決していただき、誠にありがとうございました。

審議の過程でいただきましたご意見、提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも県政発展のため、一層ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後一時四十六分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

る。

奈良県議会議長	上田 悟
同 副議長	高柳忠夫
署名議員	中野雅史
署名議員	神田加津代
署名議員	安井宏一